

# — 文教厚生常任委員会報告 —

## 1. 委員会付託審査案件

※委員会での採決では委員長は除かれます。

(1) 令和元年 12月定例会 … (議案：1件)

審査結果… ◇可決すべきもの： 議案1件 ◆否決すべきもの： 議案0件

(2) 令和 2年 3月定例会 … (議案：11件 請願：1件)

審査結果… ◇可決すべきもの： 議案11件 ◆否決すべきもの： 請願0件  
継続審査 請願1件

(3) 令和 2年 6月定例会 … (議案：7件 請願：1件)

審査結果… ◇可決すべきもの： 議案7件 ◆否決すべきもの： 請願0件  
継続審査 請願1件

## ≫ 委員会での議案審査について

【令和元年12月定例会】

### ✓ 議案第94号 山梨西部広域環境組合の設立について

韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町及び昭和町の5市6町は、それぞれ峡北広域行政事務組合、中巨摩地区広域事務組合、峡南衛生組合の各施設でごみ処理を行っておりますが、それぞれの施設は老朽化が進んでいるだけでなく、施設の使用期限も迫っている状況にあります。このような状況の中、山梨県から「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づき、各市町長へごみ処理広域化の要請があり、その後、平成30年2月に「峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会」を設立し、協議・検討を続けてまいりましたが、一部事務組合による建設・運営管理をしていくとの結論となり「山梨西部広域環境組合」を設立するものであります。

【令和2年3月定例会】

### ✓ 議案第53号 韮崎市保育料等条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症により、保育所が休園とした場合の利用者負担額の取扱いについて、韮崎市保育料等徴収規則により定めるために行うものであります。第3条中第3項につきましては、中途の保育料の日割り計算についてでありますので、これを削り、日割り計算についての基準を定めるものであります。

【令和2年6月定例会】

### ✓ 議案第61号 韮崎市税条例の一部を改正する条例について

全てのひとり親家庭に公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者については、同一の「ひとり親控除」が適用されることになり、その見直しに伴い、個人住民税の人的非課税措置についても、「前年の合計所得金額135万円以下の障害者、未成年、寡婦又は寡夫」とある中、「寡夫」を「ひとり親」に改正するものであります。

その他の主な改正については、固定資産税等の課税標準の特例の追加、新型コロナウイルス感染症等の影響による寄付金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除等の特例等であります。

## 2. 意見交換会及び現地視察について

3月13日の文教厚生常任委員会において、5月中の開催を予定しておりました小中学校の行政視察及び教育委員との意見交換会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は見合わせとさせていただきます。つきましては、各委員から学校及び教育委員に対する質問事項等を書面にて提出し、教育課からの回答をもって行政視察及び意見交換会に替えさせていただきます。

※主な内容は裏面に掲載しました。

- ✓ 令和2年4月15日に各委員より質問を書面にて提出後、以下のとおり回答となりました。
- ✓ 質問及び回答について 【抜粋】

《学校及び教育委員に対する質問並びに要望事項に対する回答》

令和2年5月26日 蕪崎市教育委員会

(1) 授業時間の不足について

- Q. 新型コロナウイルス感染症に伴う休業によって、生じた学習の補填についてお聞きしたい。
- A. 臨時休業中の学びの保障につきましては、学校に課せられた最大の課題ととらえ、対応してきました。臨時休業中は、以下の3項目の視点で取り組んできました。
- ①学校が課す学習課題については、教科書に基づく家庭学習を課すこと、生活リズムを乱さぬよう「学習計画表」などを作成し、計画性をもった家庭学習を課すなどの工夫をしてきました。
- ②児童生徒の学習状況の把握については、学習課題を提出させることにより教師が児童生徒の学習状況を家庭訪問等を通じ随時把握し、確認しながら、次の家庭学習を支援してきました。
- ③ICT活用の促進については、穂坂小学校では双方向のオンライン授業を全校で実施することができ、蕪崎北西小学校でもモデル授業を行うことができました。
- 蕪崎東中学校ではYouTubeで教科担任が作成した動画を限定配信しました。また、各校ホームページに「家庭学習応援サイト」をつくり、文科省作成「子供の学び応援サイト」等にアクセスできる工夫も取り入れました。学校再開となった現在は、主要教科を中心に学習を進めています。
- 主要教科についての削減は行わず、他の教科については県教育委員会作成の「授業時数の確保について」の資料をもとに、「3密」の回避の観点から等の削減を行い、学校行事の内容変更等も含め、教育課程の見直しを進めているところです。
- 授業時数確保のため、夏季休業などの長期休業を縮減することを決定し、本年度の学習は年度中に履修することを目標に計画を進めています。

※オンライン授業の様子



(2) 保護者からの声について

- Q. 保護者からどのような要望があるのか。また要望に対する回答はされたのか。
- A. 保護者の一番の心配は学習の保障であると考えます。臨時休業中も課題の出し方について等、いくつかのご指摘をいただきました。課題の分量をもっと多くしてほしい、生活リズムの乱れが心配などの声が市教育委員会にも届いていました。
- 保護者の声を受けて各校に指示し、学校の時間割のような生活のリズムをつくることのできる学習日課表を作成し、教科書に沿った課題や自主学習のヒントも提示するなど、各校で工夫し家庭学習の充実を図ってきました。その他、若干ですが、学校再開に向けて心配する声もありました。各学校での感染予防対策を説明し、安心して登校していただけるよう取組みを進めているところです。

(3) 就学援助について

- Q. 家庭の状況等により申請書の提出が期日までに間に合わなかった際には柔軟に対応してください。
- A. ご指摘の就学援助の取扱いについては、県教育委員会を通じ、文部科学省から発出されている通知で了知しています。例年、提出期限を5月上旬までとしています。5月末まで延長して対応しております。今後も、文部科学省から随時、発出される留意事項の通知等に基づき、適時、対応していきます。